

2 基本目標と取組方針

● 基本目標 1 男女共同参画を推進する社会システムの実現

男女共同参画を推進する社会システムを構築するには、社会的性別（ジェンダー）の視点を定着、浸透させ、一人ひとりが基本的人権に基づいた男女共同参画の意識を持ち、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される必要があります。

男女共同参画社会の形成を図るために行政や職場、地域などあらゆる分野での活動に男女が共に参加し、その活動の意思決定過程に参画していくことが重要です。

そのため、審議会等への女性委員の登用促進をはじめ、行政や職場、地域などあらゆる分野での施策や方針の立案、決定などの社会的な意思決定への女性の参画拡大に努めます。

男女共同参画社会の形成を阻害する要因に、社会の仕組みや慣習の中に固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが挙げられます。固定的な性別役割分担意識の是正に向けては、社会的性別（ジェンダー）の視点で積極的かつ継続的な取組が必要であり、家庭や職場、地域等あらゆる分野において男女が個性や能力を発揮できるよう、社会における制度や慣習の見直しに向けた市民意識の醸成に努めます。

人間形成に影響を与える教育の役割は大きく、学校等におけるすべての教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育が必要です。女性も男性も個性と能力を活かし、社会のあらゆる分野に参画し、生涯にわたって生きがいのある人生を送ることができるよう、男女共同参画を推進する教育・学習の充実に努めます。

【取組方針】

- 取組方針 1 社会的な意思決定への女性の参画拡大
- 取組方針 2 男女共同参画に向けての意識形成
- 取組方針 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

取組方針 1　社会的な意思決定への女性の参画拡大

本市では、審議会等の女性委員登用促進要綱に基づき、女性委員の登用に努めてきました。女性委員の登用率は、平成 19(2007)年度は 30.3%、平成 23(2011)年度では 30.6%と横ばいで推移しています。

地域防災計画の策定や推進を担う防災会議の女性委員の登用率は、平成 24(2012)年 7月 1 日現在 8.3%です。防災会議の委員は、防災関係機関、防災関係部局の職員の充て職となっており、女性の登用がなかなか進まない状況にありましたが、平成 24(2012)年 6 月の災害対策基本法の一部改正及び平成 24(2012)年 9 月の防災会議条例の一部改正により、自主防災組織を構成する者や学識経験のある者が追加され、多様な主体の意見が反映されるよう取組が進められています。

一方、女性委員のいない審議会等の割合は、平成 19 (2007) 年度の 16.1%から平成 23 (2011) 年度は 6.8%と減少し、一定の取組の成果は見られますが十分ではありません。今後ともこれまでの取組を引き継ぎ、一層女性登用に努めます。

また、市職員の管理職に占める女性の割合は、平成 19 (2007) 年度の 14.7%から、平成 24 (2012) 年度には 21.4%に増加し、学校の管理職（校長・教頭）に占める女性の割合も、平成 19(2007) 年度の小学校 19.5%、中学校 11.1%から、平成 24(2012) 年度には、小学校 32.9%、中学校 16.7%に増加するなど、従前に比べ、女性の登用は進んできています。今後とも、女性職員や教員に管理職登用試験への受験を働きかけるとともに、女性管理職にとって働きやすい環境の整備に努め、女性の採用・登用及び職域の拡大並びに能力開発等、積極的格差是正措置（※）を講じていくよう努めます。

本市は、男女共同参画センターを中心に女性が社会的な意思決定の場で力を発揮できるように、その能力を高める学習の機会や人材の養成に取り組み、活用にも努めました。今後も引き続き、あらゆる分野での女性の参画拡大に向け、さらに女性のエンパワーメントを支援していきます。

国の雇用均等基本調査によると、「女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組」に取り組んでいる企業の割合は、平成 18(2006) 年度の 20.7%から、平成 23(2011) 年度は 30.2%に増加しています。今後とも、企業等に対して意思決定過程への女性の参画が進むよう理解を求めていきます。

さらに、地域活動団体等の代表者や役員、リーダーへの女性の参画もまだ十分ではありません。このため、自治会・P T A 等の地域活動や市民活動においても、男女が共に責任を負って活動を担うシステムづくりを今後も働きかけていきます。

(※) 積極的格差是正措置

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

具体的施策 1 審議会等委員への女性の参画

No.	施策の方向	所 管
1	審議会等の女性委員の登用率を、最終年の平成 34(2022)年度には 40%以上 60%以下となるよう努めます。また、引き続き女性委員のいない審議会等の解消を目指します。	男女共同参画課
2	女性の登用を進めるため、委員の公募制を積極的に取り入れることや、職務指定についての見直しに努めます。	男女共同参画課 各担当課
3	団体等に委員の推薦を依頼するときは、団体の長や役職に限定せず、女性の推薦について協力を求めるよう引き続き働きかけます。	男女共同参画課
4	女性人材リスト（※）登録者の審議会等の委員への登用に一層努めます。	男女共同参画課

(※) 女性人材リスト

市政にかかる政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、人材養成講座（エンパワーメント講座）を修了し、かつ、指定した講座を受講者した者のうちから、本人が希望する場合について登録を行い、審議会等の委員の選任の際、部局の長の求めに応じて、情報提供等を行うために作成しているリスト。

具体的施策 2 女性職員、女性教員の登用

No.	施策の方向	所 管
5	女性職員、女性教員に対して登用試験の受験を積極的に働きかけるとともに、受験状況等の調査・分析を行い、サポートする環境を整えます。	人事課 教職員課
6	人事院が平成 23(2011)年 1 月に改定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を参考に、管理職における女性の占める割合の拡大を目指します。	人事課
7	女性職員、女性教員がエンパワーメントできるような研修を実施する等の積極的格差是正措置を講じます。	人事課 男女共同参画課 教育センター

具体的施策3 女性の人材の養成・活動支援

No.	施策の方向	所管
8	女性が能力を伸ばし積極的に参画できるよう、男女共同参画センターにおいて人材養成のための講座を継続して実施し、女性の能力の開発及びその育成を図ります。	男女共同参画課
9	女性人材の活用を図るため、男女共同参画センターの講座の企画・運営や、PTAなど地域教育活動への女性の活躍の機会拡大を図ります。	男女共同参画課 地域教育青少年課

具体的施策4 企業や団体への啓発・支援

No.	施策の方向	所管
10	企業等における男女の格差の是正に関して、積極的格差是正措置への理解と導入に向けた啓発を行います。	産業振興課
11	自治会、PTA等の地域活動の代表者や役員、リーダーへの女性の参画を進めるため、男女が共に責任を負って活動を担うシステムづくりを働きかけます。	コミュニティ推進室 男女共同参画課 市民生活相談課 環境緑政課 地域教育青少年課 公民館

取組方針2 男女共同参画に向けての意識形成

市民意識調査では、家庭、地域社会のいざれにおいても、前回調査(平成13(2001)年7月に実施)と比べ、男女の平等が進んでいると感じている人が増えています。

しかし、性別による固定的な役割分担に賛同する人の割合は前回調査と比べて増加しており、男女の固定的な役割分担意識や、それに基づく制度や慣習などは、いまだに根強く残っています。

本市では、多様な媒体・機会を通じて広報・啓発活動に取り組んでいますが、市民意識調査の結果を見る限り、必ずしも十分な成果を挙げているとはいえない。このため、男女共同参画の視点に立って、さらに幅広く意識啓発に取り組みます。特に、男性に対する啓発が課題であり、職場などを通じて啓発を進めるため、企業等と連携した取組を進めます。

また、「高槻市男女共同参画条例」第3条では、男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際的な理念及び情勢と深く関連していることから、その動向に留意することとされています。男女共同参画の推進に大きく貢献している国際的な条約や世界女性会議での成果などを広く市民に広報し、男女共同参画に向けての意識形成を図ってい

きます。

男女共同参画センターは、学習活動、男女共同参画に取り組む団体・グループの交流支援、女性相談事業など、男女共同参画社会に向けた拠点施設として大きな役割を果たしています。今後とも、啓発事業、学習講座、相談事業、交流、情報提供等の機能の充実強化に努めます。

具体的施策5　社会制度、慣習等の見直し

No.	施策の方向	所管
12	現行の社会制度や慣習などについて、男女共同参画の視点から読み解くための情報提供等に努めます。	人権課 男女共同参画課 図書館
13	固定的な性別役割分担意識の実態把握に向けた調査を行い、古い意識や慣習にとらわれない多様な男女のイメージの浸透を図ります。	男女共同参画課

具体的施策6　多様な学習・啓発活動

No.	施策の方向	所管
14	男女共同参画を推進するための学習活動が、男女が共に学べるプログラムで実施されるよう工夫します。 また、男性の生活自立に向けた講座や男性の介護力を高める学習機会を増やすなど、男性に向けた講座や学習機会の充実に努めます。	人権課 男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
15	男女共同参画に関する男性の理解を深めるため、企業等での取組を働きかけるとともに、研修に関しての情報提供や出前講座などの支援を行います。	産業振興課
16	男女雇用機会均等法、DV防止法など、男女共同参画に関する法律や救済制度を誰にでも理解し活用できるよう、わかりやすい広報や情報の提供に努めるとともに、学習の機会を拡充し、法識字（※）を促進します。	人権課 男女共同参画課
17	世界女性会議の成果等、男女共同参画に関する国際的な情報を収集・提供し、広報、啓発を行うことにより、国際社会の一員としての市民意識の向上を図ります。	秘書課 男女共同参画課

(※) 法識字

自分にどんな権利があり、その権利行使するために、どのように手続きすれば良いかを理解する能力。また、法律や関連の制度の存在を知り、その知識を使いこなすことができる能力をいう。

具体的施策7 男女共同参画センターの取組

No.	施策の方向	所管
18	男女共同参画センターの講座について、その講座の対象となる人が参加しやすいよう、多様な就業形態に配慮した開講日等の設定を行います。また、保育付き講座等の拡充に努めます。	男女共同参画課
19	人材養成講座等の修了者の活動の場を広げたり、男女共同参画に取り組む団体・グループのネットワーク作りを支援するなど、修了者の継続的な学習・活動やグループの交流を促進します。	男女共同参画課
20	男女共同参画に関する調査・研究を進め、図書やDVD、行政資料等の情報の収集、提供の充実とともに、ドーンセンターとの連携強化を図ります。	男女共同参画課

取組方針3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

保育所・幼稚園から小・中学校の全ての教育課程において、一人ひとりの児童生徒の人権を尊重し、男女共同参画を推進する教育を体系的、継続的に実施することが重要です。

本市では、男女平等教育の取組のひとつとして、平成3(1991)年度に全国に先駆けて幼稚園・小学校で男女混合名簿を導入し、平成10(1998)年度には中学校を含めたすべての学校で実施されています。平成11(1999)年3月には「男女共生教育指導の手引き」を作成・配布するなど、男女平等教育の推進に努めてきました。また、現在でも各学校で固定的な性別役割分担意識の是正に向けた教材の研究等について、年間計画の中に位置付け、学校生活における係活動や生活科、家庭科等の各教科において資料を作成するなどの取組を進めています。

市民意識調査では、学校教育の中での男女の平等観について、「平等になっている」と「ある程度平等になっている」を合わせた『平等』と回答した人の割合は、前回調査から増加しています。

今後も、男女共同参画の視点に立った教育を市内全校で継続的に取り組んでいきます。また、学校と家庭、地域が共通の問題意識を持って協力して取り組むことにより連携の強化を図ります。

また、子どもの将来像は女の子、男の子ともに1番に「思いやりのある人」となっていますが、次に女の子の場合は「家庭を大切にする人」、「素直な人」、男の子の場合は「責任感の強い人」、「判断力のある人」を挙げており、子どもの性別により、期待する将来像に違いが見られます。このことは、家庭において親から子へ固定的な性別

役割分担意識が引き継がれることもあることを示しており、大人が変わっていくような取組も必要です。

女性も男性もそれぞれの個性と能力を活かして、社会のあらゆる分野に参画できるよう、学習の機会が生涯にわたって確保されていることが重要であり、男女の自己実現を可能とする生涯学習の充実を目指します。

具体的施策8 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育

No.	施策の方向	所管
21	学校園・保育所において、男女共同参画の視点に立った教育を推進する計画を作成し、継続的に取り組みます。	保育幼稚園総務課 教育指導課
22	男女共同参画の視点に立った教育のための教職員研修を実施します。	教育センター
23	男女共同参画の視点に基づく教材の開発に取り組みます。	保育幼稚園総務課 教育指導課
24	教育活動における隠れたカリキュラム（※）の解消に引き続き努めます。	保育幼稚園総務課 教育指導課
25	男女共同参画の視点に立った教育や隠れたカリキュラムの点検に外部評価の考え方を導入し、NPOや人材養成講座で研修を積んだ女性等の参画を図ります。	保育幼稚園総務課 教育指導課
26	学校園・保育所で行われている男女共同参画の視点に立った教育と家庭教育の連携を図るため、積極的に情報を提供するとともに、教職員・保育士と保護者が共に学習する機会を持ちます。	保育幼稚園総務課 教育指導課
27	幼児期からの男女共同参画の視点に立った教育の重要性を認識し、保育士・幼稚園教諭の研修を実施します。	保育幼稚園総務課 教育センター
28	学校園・保育所において、制服や教材、持ち物、おもちゃ、遊び等を男女共同参画の視点から点検し、改善を行います。	保育幼稚園総務課 教育指導課
29	圧倒的に女性比率が高い保育士、幼稚園教諭に、男性を積極的に採用します。	人事課
30	学校園・保育所でとりわけ、父親の育児や保護者会活動の参画を促し、また、「男女共同参画週間」に合わせて、男女共同参画への理解を深める諸行事を設定するなど、効果的な取組を検討します。	保育幼稚園総務課 教育指導課

(※) 隠れたカリキュラム

学校教育の中で、固定的な男女の役割分担意識を無意識に子どもたちに伝達していることをいう。具体的には、教科書などの教材選択、記述・イラスト等を通して描かれる女性（男性）像、学習場面での教師の教え方や何気ない言動、学校行事における男女の役割分担などがある。

具体的施策9 男女共同参画に向けた生涯学習

No.	施策の方向	所管
31	男女共同参画社会の実現に向けた多様なテーマを掲げ、働く人が参加しやすい曜日・時間に配慮して講座等を開催します。	男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
32	研修講座等の企画運営にあたっては、男女共同参画に取り組むN P O等や男女共同参画センターで学習した市民との協働も視野に入れて取り組みます。また、保育付き講座等の拡充に努めます。	地域教育青少年課 公民館
33	子どもが性別にとらわれず、その個性と能力を伸ばすことができるよう、P T Aとの連携事業などを通じて、家庭における学習の機会や情報の提供を拡充します。	地域教育青少年課

● 基本目標2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

少子高齢化が進行し、労働力不足が懸念されるなか、働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できることは、経済社会の活力の源となるものです。

働く人が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に向けて、企業等に男女雇用機会均等法の履行確保や積極的格差是正措置などの啓発に努めます。

「次世代育成支援対策推進法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正されるなど、仕事と家庭の両立のための制度整備が進められています。

現実には、男性が長時間労働を強いられ、仕事優先の働き方をしているという状態が解消しないまま、女性の就業が進んでいます。このため、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が解消されず、「男は仕事、女は仕事と家事・育児・介護等」という形で女性の二重の負担構造が再生産されています。

男女が働きながら、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を構築するには、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進が不可欠です。平成19(2007)年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、一層積極的に取り組む決意を表明するため、政労使の合意も結ばれています。男女が子育てや介護などの家庭責任を分かち合い、健康で豊かな生活を送るためにには、社会システムの変革と同時に、個々人の意識改革が大切です。

地域社会は家庭と共に人々にとって最も身近な暮らしの場であるため、地域活動における男女共同参画の推進は重要な課題です。地域活動では、女性が主に活動を担っているにもかかわらず、代表者や役員は男性に偏っているという事例も散見されます。地域での女性の方針決定過程への参画を進めると同時に、広い世代の男性が地域とつながりを持って活動に参画できるよう、男女が共に担う地域づくりを進めます。

また、高齢者、障がいのある人、外国人市民、子どもなど、誰もがその持てる力を発揮し、地域で生きがいを持って安心して暮らせるように、意識啓発と環境の整備を進めます。

【取組方針】

取組方針4 働く場での男女平等の推進

取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

取組方針6 地域社会における男女共同参画の推進

取組方針4 働く場での男女平等の推進

市民意識調査では、職場での男女の平等観について、「平等になっている」と「ある程度平等になっている」を合わせた『平等』と回答した人の割合は、前回調査に比べて増加しています。

しかし、職場での男女格差が「特にない」と回答した人は約3割で、女性は「女性の昇進・昇格が遅い、あるいは望めない」「女性は男性の補助業務や雑用が多い」がともに高く、男性では「女性にはつけないポスト・職種がある」が最も高くなっています。

本市の女性の労働力率は、ほとんどの年齢階層において全国平均を下回っています（平成22(2010)年「国勢調査」）。また労働力率が低くなる35歳から39歳は61.8%で、平成17(2005)年の国勢調査時より5.4ポイント上昇したものの、全国平均68.0%よりも低くなっています。

市民意識調査では、女性の就労継続を困難にしている要因として、男女とも「保育所、学童保育室の不足」が最も高く、次いで女性では「老親や病身者の介護・看護」、男性では「育児、子どもの教育」となっています。その背景には、女性が出産、育児、介護のために仕事を離れるをえない状況や、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が根深くあることがうかがえます。

女性が働き続ける上で、出産や育児が障害とならないよう、保育所の整備をはじめとする社会的支援を充実させるとともに、職場において、出産、育児を理由とした差別的な待遇が行われることがないようにすることが重要です。

セクシュアル・ハラスメント（※）は、女性を働く対等なパートナーとして見ない男性の価値観や職場環境のもとで起こるものであり、女性の人間としての尊厳を傷つけ、働く権利を侵害するものです。セクシュアル・ハラスメントの防止・対策をそれぞれの企業等の責任において実施されることが求められます。

これらの状況を改善し、男女が平等に、生き生きと働くことができる職場環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法の履行確保などの啓発に一層努めます。

併せて、職場における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に努めるとともに、企業等に対して積極的格差是正措置を働きかけます。

近年、パートタイム労働、派遣労働などの非正規雇用の働き方が増え、特にパートタイム労働においては女性が中心的な担い手になっています。このような就労形態は、多様な働き方を可能にしますが、その反面、不安定な環境に置かれ、女性の貧困の原因にもつながるため、短時間労働の正規雇用化が必要です。

S O H O（※）など女性による起業が増えています。起業は女性の雇用創出や柔軟で多様な働き方の実現という観点から重要な働き方となっていますが、女性が起業する際の課題として「経営に関する知識・ノウハウ不足」、「開業資金の調達」、「販売先の確保」等が挙げられています。

平成22(2010)年度に実施した労働実態調査によると、女性の事業主や家族従業者に関する課題として、高齢化・長時間労働・家事負担などの課題があります。生産や経営等を担う自営業に従事する女性の労働条件の改善に向けて、関係機関と連携した取組が求められています。

パートタイム労働や派遣労働、個人事業などにおける労働環境の改善に向けて、企業等への啓発に取り組み、多様な働き方への支援に努めます。

(※) セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。

職場では、相手の意に反した性的な性質の行動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な行動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させることをいう。

(※) SOHO (Small Office Home Office)

企業に属さない個人起業家や自営業者などが、情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態。

具体的施策 10 均等な機会と待遇の確保

No.	施策の方向	所管
34	男女雇用機会均等法の履行確保を企業等に啓発します。	産業振興課
35	女性労働の実態把握に努めるとともに、労働相談に見られる実態を社会的性別（ジェンダー）、男女共同参画の視点で分析し、職場での差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、パート労働等の女性の就労に関する問題を整理して、労働施策に活かします。	産業振興課
36	企業等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発等を強化します。	産業振興課
37	男女が平等に働く環境を整備するため、職場における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に努めます。	産業振興課
38	高槻市において、職場でのセクシュアル・ハラスメントの根絶を目指し、実効あるシステム作りに引き続き取り組みます。	人事課

具体的施策 1.1 積極的格差是正措置への働きかけ

No.	施策の方向	所管
39	職場における男女間の格差を解消するため、積極的格差是正措置についての事業主の理解を促進します。	産業振興課
40	女性の就業促進、職域拡大等に貢献した企業等を市民に周知するなど、男女共同参画に積極的に取り組む企業等を奨励する取組を進めます。	産業振興課

具体的施策 1.2 多様な働き方への支援

No.	施策の方向	所管
41	パートタイム労働者や派遣労働者の就業環境の整備、労働条件の改善を図るため、同一価値労働・同一賃金の原則（IL O100号条約）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）などの周知普及や、情報提供、啓発に取り組みます。	産業振興課
42	仕事と家庭生活の両立を図るためにワークシェアリング（雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行う）を導入し、有期雇用は希望に応じた継続雇用への道を開くよう企業等への啓発を進めます。	産業振興課
43	個人としての能力を一層活かすために、起業に取り組む女性に起業支援セミナーの開催や情報提供などの支援を行います。	男女共同参画課 産業振興課
44	商工業等の自営業における女性家族従業者の実態調査について、関係機関への働きかけを行うとともに、その実施状況や内容を参考に対応します。	産業振興課

取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

男女共同参画社会の形成には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が重要です。

市民意識調査では、生活の中で優先したいことは、男女とも「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」の3つとも大切にしたいと回答した人が最も多くなっていますが、現実には、女性は「家庭や地域活動」、男性では「仕事」を優先している人が最も高くなっています。その背景には、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な役割分担意識が根強く存在し、男性は、長時間労働による職場中心の生活となり、家庭責任を果たせない状況があります。

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、負担感を感じている母親も少なくありません。

男女が共に家庭責任を担えるよう、企業等における労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及・取得の推進に向けた取組が必要です。

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて一層啓発に努めるとともに、特に、男性を対象とした育児・介護等に関する学習機会を提供します。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「高槻市特定事業主行動計画－仕事も家庭も“CHANT！”（ちゃんと！）－」を策定し、平成18(2006)年度から男性職員の育児参加休暇を新設するなど、育児参加を促進する取組も進めています。

しかし、平成23(2011)年度の男性職員の育児休業取得率は1.4%で、また、育児参加休暇(※)取得率は34.8%、配偶者出産休暇(※)取得率は73.9%に留まっています。

男女が安心して働き続けるためには、子育ての問題は重要な事柄であり、子どもが健やかに育つ環境を整えるなどの子育て支援の充実が必要です。企業等に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や子育て支援の取組が進むよう、啓発に努めます。

本市においても平成22(2010)年に「高槻市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援の取組を進めていますが、今後も、多様なニーズに対応した子育て環境の整備や相談体制の拡充、地域社会による支援の充実に努めます。

また、貧困や教育、就労の機会が得られないなど生活上の困難に直面する人々が増加しており、様々な形での支援が必要とされています。

離婚の増加等により、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭では、母子家庭の経済的不安、父子家庭の子育て・家事などの不安があります。

家族のあり方が多様化するなか、自らの意思で多様な生き方が選択できるような力をつけること、とりわけ女性は経済的自立、男性は生活面での自立が課題となっています。様々な困難を抱えるひとり親家庭が、困難を乗り越え、自立して生きていくための適切な支援に努めます。

(※) 男性職員の育児参加休暇

男性職員が、妻の産前産後の期間中に、出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育のため取得することができる。付与期間は、第一子を養育する場合は、妻の産後 8 週間の期間中、上の子（すでに小学校就学の始期に達するまでの子を養育）を養育する場合は、妻の産前 8 週間（多胎妊娠は 14 週間）、産後 8 週間の期間中。付与日数は上記の期間中ににおいて 5 日以内で、連続でも分割でも取得可能。付与単位は 1 日。

(※) 配偶者出産休暇

男性職員の妻が出産するとき、その事実発生（予定）日前 1 週間、後 2 週間の範囲で取得することができる。取得は 1 日単位、2 日以内で分割取得可。

具体的施策 13 男女で担う家庭責任

No.	施策の方向	所 管
45	労使双方に対し、育児・介護休業法の周知を図り、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに努めるよう啓発します。	産業振興課
46	高槻市が男女共同参画のモデル職場となるよう、職員への研修等に努めるとともに、男性職員の育児休業、介護休業等の取得を進めます。	人事課 男女共同参画課
47	長時間労働が男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、企業や労働者双方に対しワークシェアリングの取組や労働時間短縮の啓発を行います。	産業振興課
48	性別による固定的な役割分担意識を解消する啓発を一層推進し、特に、男性の子育て・介護等への参画を促す実践的な取組を展開します。	男女共同参画課 子ども保健課 地域教育青少年課 公民館、子育て総合支援センター
49	学校園・保育所は行事や参観懇談に仕事を持つ保護者が参加しやすいように配慮し、教育・子育てへの男性の積極的な参画を促す工夫をします。	保育幼稚園総務課 教育指導課

具体的施策 14 多様なニーズに対応する子育て環境の整備

No.	施策の方向	所 管
50	企業等に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や子育て支援の取組が進むよう啓発を行います。	産業振興課
51	保育所における待機児童の解消のため、引き続き、入所枠の弾力的運用を積極的に行うとともに、保育環境が悪化しないよう、適切な対策を実施します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
52	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、保育需要を参考にしつつ、必要に応じて延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、休日保育の拡大に努めます。	保育幼稚園総務課
53	ファミリー・サポート・センター（※）の運営や子育てに関する相談・情報の提供、地域の子育てサークルへの支援など、家庭や地域の子育て機能、環境の充実に努めます。	保育幼稚園総務課 子育て総合支援センター
54	学童保育について、待機児童数の状況に応じ、2室運営等の保育環境改善に取り組みます。	子ども育成課

(※) ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織。

具体的施策 15 ひとり親家庭への支援

No.	施策の方向	所 管
55	ひとり親家庭では、仕事・育児・家事を一人で担っていく必要から経済的・身体的・精神的な負担が大きいため、相談体制の充実や自立支援に向けた取組を推進します。また、生活困難を抱えた家庭には適切な生活援助を行います。	男女共同参画課 子ども育成課 保育幼稚園事業課

取組方針 6 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会は、男性にとっても女性にとっても大切な生活の場であり、豊かで活力のある地域社会をつくっていくためには、男女が共に地域社会づくりに参画していくことが重要です。

地域では、自治会やP T A等の地域団体やN P O等が様々な活動を展開しています。

福祉や子育て支援などの分野で女性も多く活動していますが、地域の方針決定過程への女性の参画はあまり進んでいない状況にあります。また、これまで仕事中心の生活を送っていた男性は、仕事以外の付き合いが少なく、定年後に地域で孤立しやすい傾向があることが指摘されています。

このため、男女が対等なパートナーとして地域活動に共に参加し、地域活動の活性化と地域課題の解決が図られるよう、その環境づくりに努めます。

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、防災(復興)に対する関心が一段と高まっています。本市では、将来において、東南海・南海地震のほか、連動する直下型地震の発生が予測されていますし、地震以外にも局地的大雨など、直前の予測が難しい災害も増えてきています。

東日本大震災では、女性や生活者の視点が十分に反映されないことや、女性や子育てのニーズに配慮した避難所運営ができていないこと、固定的性別役割分担が更に強化されてしまうことなど、男女共同参画の視点からの様々な問題が浮き彫りになっています。

平成 24(2012)年 7 月現在、本市の自主防災組織 108 組織のうち 92 組織で、男性が会長を務めています。防災の分野はこれまで男性が中心であったことから、女性や生活者の多様な視点を反映した防災に取り組み、地域の防災力向上に努めます。

社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12(2000)年に介護保険制度が導入され、10年余りが経過しました。介護サービスの利用者は、在宅サービスを中心に増加していますが、家庭での介護は今なお、女性により大きな影響を及ぼす切実な問題です。今回の市民意識調査でも、介護の負担が女性の側に偏っている現状がみられます。

しかしながら、近年になり、妻を介護する夫、親を介護する息子が増加してきており、また、併せて老老介護、介護者の健康上の問題、仕事の継続の困難の他に、家事における困難、地域での孤立化といった複合的な問題が浮かび上がってきてています。

男性も女性も介護を必要とする人が、必要に応じたサービスが利用できるよう、介護保険制度についての周知・啓発や介護サービスについての相談体制の充実を図ります。

また、福祉のまちづくりを市民等と行政が協働して行うことが求められています。福祉のまちづくりのような社会貢献活動は、これからの中の社会の新しい活力を生み出す市民活動として重要であることから、それらを支援し、市民や関係機関・団体、N P O等との協働によるまちづくりに取り組みます。

地域には、高齢者、障がいのある人、外国人市民、子どもなど多様な人が暮らしています。障がいがあること、外国人市民であることなどに加え、女性であることさらに複合的に困難な状態におかれている場合があります。誰もが住み慣れた地域で安心して生活し、その能力や意欲を發揮しながら社会参加するために、多様なサービスの提供、相談・支援体制の整備を図ります。

具体的施策 16 地域活動における男女共同参画の推進

No.	施策の方向	所 管
56	自治会などの地域団体が地域における男女共同参画について主体的に取り組めるよう支援します。	コミュニティ推進室 男女共同参画課 各担当課
57	男性の地域活動等への参加を促進するため、男性向けの学習機会の提供等を行います。	男女共同参画課
58	誰もが生涯にわたって学び、学習活動を通じて新たな人間関係を育み、高齢者が経験や知識を活かしながら、障がいのある人がその能力や意欲を発揮しながら、そして外国人市民の人たちがその文化を大切にしつつ地域の一員として、豊かな人生を歩めるよう、生涯学習、地域活動等への男女共同参画に向けた取組を推進します。また、こうした活動に携わるNPO等の裾野を広げ、地域に根付いたものとするため、その支援に向けた環境づくりに努めます。	コミュニティ推進室 長寿生きがい課 公民館 人権課

具体的施策 17 地域防災における男女共同参画と女性の視点

No.	施策の方向	所 管
59	防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。また、自主防災組織などへの女性の参加を促進します。	危機管理課 男女共同参画課
60	防災知識の普及・啓発や防災訓練においては、要援護者等への配慮をするとともに、女性の参画を含め多くの住民に参加を呼びかけ、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮します。	危機管理課
61	避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営を図ります。	危機管理課 男女共同参画課
62	応急仮設住宅の運営管理においては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする避難生活者の意見を反映できるよう配慮します。	危機管理課

具体的施策18 高齢者、障がいのある人、外国人市民、子ども等誰もが地域で安心して暮らせる環境の整備

No.	施策の方向	所管
63	介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度についての周知・啓発や介護サービスについての相談体制の充実を図り、家族介護の負担の軽減につなげます。	介護保険課
64	「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者長期計画」などに基づき、高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、各種在宅サービスや保健福祉サービス等の充実に努めます。	健康福祉政策課 長寿生きがい課 障がい福祉課 健康づくり推進課
65	異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進することにより、国際的な人権意識の向上につなげます。	人権課
66	外国人市民については、必要な各種情報を多様な言語で効果的に提供できるよう、関係機関と連携した支援を進めます。	秘書課 男女共同参画課
67	上下校時など、子どもが被害者となる性的な犯罪を防止するため、警察等と連携し、地域安全情報を家庭、PTA等へ積極的に提供するなど、安全・安心なまちづくりに取り組みます。	危機管理課 子ども育成課 保健給食課 地域教育青少年課 教育指導課

● 基本目標3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現

女性も男性も、個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会を確保され、それぞれの人権が尊重されることとは、男女共同参画社会の前提となるものです。

女性の人権に関わる子どもを産むか産まないか、産むならいつ何人産むかということを、女性自身が選び、決定し、生涯にわたり健康な生活を送る権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する認識を深めるとともに、その視点に立って、女性の生涯にわたる健康の確保に取り組むことが必要であり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確立に向けた施策を推進します。

一人ひとりの人格や好み、価値観が異なることが自然であるように、性自認（※）のあり方やセクシュアリティなどが多様であることもまた、自然なことです。

多様な性のあり方を認めるとともに、性のあり方の多様性を理解した施策を推進することが求められます。

生命や個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を築くことが大切です。

子どもから大人まで、男女が互いの性を尊重する考え方を身に付けるよう、正しい性に関する情報の提供や相談体制の整備を進める必要があります。

日々、メディアから発信される情報は社会に大きな影響を及ぼしています。大量に流される情報の中には、固定的な性別役割分担意識を助長させるものや性の商品化（※）などにより女性に対する暴力を助長するものもあります。メディアにおける女性の人権の尊重に資する取組を進めるとともに、メディアから発信される情報を無批判に受け入れることのないよう、メディア・リテラシー（※）の向上に努めます。

近年、DVなどの女性に対する暴力が、深刻な問題となっています。女性への暴力は、その基本的人権を踏みにじるものであり、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、毎日の生活を脅かすものです。女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

平成19(2007)年7月にDV防止法が改正され、「DV防止基本計画の策定」と「配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすこと」が市町村の努力義務となりました。

本市では、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する「DV防止基本計画」を本計画に含めて策定しています。なお、DV防止法では、「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、交際相手は含まれませんが、デートDVも含めて対応します。

引き続き、女性に対する暴力のない社会の実現に向けて、DV防止の啓発、相談体制の構築と安全確保、自立支援のための関係機関の連携、協力体制の整備を進めます。

(※) 性自認

「自分は女である／自分は男である」という認識のこと。

(※) 性の商品化

女性の性を人格とは無関係に、金銭と交換可能な「モノ」として扱うことをいう。貢売春やポルノだけでなく、性に関わる女性の身体の一部のみをことさら強調し、興味本位に取り扱ったポスターやCM、イベントなど多様なものが含まれる。

(※) メディア・リテラシー (media literacy)

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【取組方針】

取組方針7 男女の性と人権尊重の理解と促進

取組方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

取組方針7 男女の性と人権尊重の理解と促進

男女が主体的に健康管理、健康づくりを行うためには、心身及びその健康についての正確な知識や情報が必要です。

女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面することがあります。女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持のために、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する認識を深めるとともに、その視点に立って、女性の生涯にわたる健康を確保する施策に取り組むことが必要です。

女性自身がその健康状態に応じて的確に自己管理できるよう健康教育・啓発を行うとともに、男性が女性の性と健康の理解を深められるよう、男性への啓発等も進めます。

健康保持対策については、出生期から高齢期までのライフステージに応じた取組が必要です。特に、健康診査の受診率の低い未就業者、自営業者、パート労働者等の健康新に留意する必要があります。本市では、乳がん・子宮がん検診の5歳刻みの対象者への無料クーポン券の送付や保育つき検診の実施などにより、受診率が向上しています。

性に関する興味本位な情報は、青少年に与える影響が大きく、学校教育や社会教育における性教育の役割は重要になっています。子どもから大人までを対象として、身体機能の相違を理解し、互いの違いが差別や不利益の理由にならないよう、男女が互いの性を尊重する考え方を身に付けるような啓発を行うとともに、正しい性に関する情報や学習の機会の提供、相談体制の整備を進めます。

テレビや新聞、インターネットなどメディアから発信される情報は、人々の意識や行動、社会規範や文化に大きな影響を与えていています。メディアを通じて女性の様々な

参画の姿が広く伝達されることは、男女共同参画の意識が広く市民に浸透するということからも大きな意義があります。しかし一方で、メディアの発する情報には、固定的な性別役割分担意識を助長するものや、暴力や女性の性的側面を強調する表現、性的マイノリティ(※)の人権への配慮を欠いた表現なども少なくありません。

性別に基づく役割分担がメディアによって伝達されることは、性別にとらわれない多様な生き方の可能性を狭めることにつながりますし、暴力等の表現を伴う情報によって、青少年の健全な育成が妨げられたり、性犯罪や女性に対する暴力が引き起こされる可能性も否定できません。

また、携帯電話やインターネットなどの急速な普及は、性の商品化に関する問題など、新たな状況も生じています。

市民意識調査では、メディアにおける性・暴力表現について、「性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」との考えに同意した人の割合は男女とも約7割と、最も高くなっています。

表現の自由については、もとより尊重しなければなりませんが、同時に、性・暴力表現等に接しない自由や、表現される側の人権にも十分な配慮がなされ、尊重されることが大切です。

様々な情報が氾濫する現代社会では、情報の受け手側が情報を批判的・創造的に読み解き、メディアを使って自分の考えを表現していく力を育んでいくことが重要です。メディア・リテラシーの向上に向けて、情報提供や学習の機会の提供に努めます。

本市の刊行物については、市の表現ガイドライン「広報等の作成手引き」に基づき、男女共同参画の視点に立って、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女の多様なイメージを率先して表現していきます。

(※) 性的マイノリティ

性的少数者。同性愛、性同一性障害、インターフェックス(先天的に身体上の性別が不明瞭なこと)の人々などを含む総称。

具体的施策19 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

No.	施策の方向	所管
68	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を広く社会に浸透させるため、あらゆる機会をとらえて、分かりやすい啓発や情報の提供等を行います。	人権課 男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
69	女性が母性に縛られることなく、また、出産が女性へのプレッシャーとならないよう、妊娠出産に関しての女性の自己決定権の尊重や、ライフスタイルの多様性への社会の理解を深めます。	男女共同参画課

70	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権を人権として尊重するとともに、性のあり方の多様性を理解した施策を考えます。	人権課 男女共同参画課 地域教育青少年課 教育指導課
----	---	-------------------------------------

具体的施策 20 ライフステージに応じた健康対策

No.	施策の方向	所 管
71	女性が主体的に健康を自己管理できるように、健康教育・相談、健康診査等のあらゆる機会に情報提供して、女性の健康管理の充実を図ります。また、スポーツ活動を通じての健康・体力づくりの推進に努めます。	健康づくり推進課 文化スポーツ振興課
72	健康診査の受診率を高めるため、特に子育て中の世代や、自営業に従事する人たちが受診しやすい工夫を図るとともに、女性に多いパート労働者等の受診が進むよう事業主への働きかけを行います。	健康づくり推進課 産業振興課
73	妊娠・出産期における女性の健康管理を支援するとともに、働きながら安心して子どもを産むことができるよう、職場における母性健康管理の推進に取り組みます。	男女共同参画課 子ども保健課 産業振興課
74	妊娠・出産、子育てに対する男性の理解を深め、協力を促すため、「ママパパ教室」への男性の参加を促進するなど、男性に対する多彩で効果的な取組を展開します。	子ども保健課
75	妊娠・授乳期における飲酒や喫煙等は胎児や乳児に影響があることから、妊産婦の飲酒、喫煙等による弊害について、正しい知識の普及、啓発を図ります。	子ども保健課

具体的施策 21 性に関する情報の提供と性教育

No.	施策の方向	所 管
76	保健所や大学、地域の専門的知識を持つ人々との連携で学校における性教育を展開するとともに、広く市民にも学習の機会を提供します。また、妊娠や避妊、性感染症、エイズ等を自らの問題としてとらえられるよう、性教育の見直しや相談体制の整備を進めます。	男女共同参画課 保健予防課 地域教育青少年課 教育指導課
77	性犯罪、性暴力が低年齢化していることから、性に関する正しい理解を深めるため、就学前からの教育、情報提供を行います。	保育幼稚園総務課

78	性教育の実施にあたっては、就学前、小学校低学年・高学年、思春期及びそれ以降と、成長段階に応じて継続的、体系的に行います。	教育指導課 保育幼稚園総務課
79	性暴力の犠牲になることを防止するための適切な力を子ども自身が身に付けるプログラム等を、子どもや保護者、教育・保育関係者を対象に実施します。	保育幼稚園総務課 地域教育青少年課 公民館 教育指導課 教育センター

具体的施策22 メディアにおける女性の人権尊重とメディア・リテラシーの向上

No.	施策の方向	所管
80	メディアによる固定的な性別役割分担意識を助長する表現、暴力や女性の性を商品化する表現等の改善に向けた市民意識の醸成を図ります。	人権課 男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
81	高槻市の広報活動において遵守すべき「ガイドライン」を職員に広く周知することにより、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを積極的に広報し、推進します。	広報広聴課 男女共同参画課 全部局
82	テレビコマーシャルやアニメから子どもたちが固定的な性別役割分担意識を刷り込まれ、無意識、無批判に暴力や性の商品化を受け入れることのないよう、メディア・リテラシーに関して学校教育での取組を充実します。	教育指導課
83	携帯電話やインターネット等を利用することにより、子どもが犯罪に巻き込まれないよう安全教育を進めます。	教育指導課
84	多様なメディアからの情報を批判的・創造的に読み解き、自ら発信することができるよう、メディア・リテラシーに関する情報提供、学習の機会を提供します。	男女共同参画課 地域教育青少年課

取組方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、買売春など、あらゆる暴力を防止していくためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有することが重要です。

平成23(2011)年11月に内閣府が行った男女間における暴力に関する調査において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）の認知

度は、「法律があることも、その内容もよく知っている」は 11.9%となっています。また、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」は 64.2%、「法律があることも、その内容も知らなかった」は 22.5%となっており、総じて認知度は低い状況にあります。

D V被害者の多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や男女の社会的、経済的な格差などの問題があると言われています。男性被害者や同性愛者カップルにおいてもD V被害者が存在することも踏まえて、一人ひとりの人権意識を高め、D Vについて理解を深められるように、家庭、地域、学校等あらゆる場において啓発・教育を推進します。

昨今、若年者を中心に交際相手からの暴力(デートD V)も深刻な状況であることから、若年層を対象とした啓発に取り組みます。また、暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、若年層からの教育、啓発の充実を図ります。

D V、デートD Vの被害者にとっては、被害者支援に関する情報を知り、それを活用・行使することが必要です。しかし、被害者が心理的に追い込まれ、その方法を活用できないで孤立してしまう可能性も低くはありません。

市民意識調査では、受けた経験のあるD Vは、女性では「大声でどなられたり、脅されたりした」「誰のおかげで生活できるんだ、などといわれた」、男性では「何を言っても無視された」「大声でどなられたり、脅されたりした」など、精神的な暴力が比較的多くなっています。

男女共同参画課におけるD V相談件数は、平成 21(2009)年度 74 件、平成 22(2010)年度 179 件、平成 23(2011)年度 115 件と増加傾向にあり、身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力や子どもの前での暴力など、被害者が抱える問題や悩みは、複雑で多岐にわたり、深刻な事例も多くなっています。

本市では、平成 23(2011)年 10 月から配偶者暴力相談員を配置し、D Vに関する相談・支援体制の充実を図るとともに、D V防止に向けた啓発に努めています。

市民意識調査では、D Vを受けた場合の相談機関の認知度は、男女とも「警察」が最も高く、次いで女性では「D Vホットライン」、男性では「弁護士」となっています。

被害者が安心して相談できるよう、男女共同参画センターの女性相談をはじめ、大阪府の配偶者暴力支援センターや警察、「D V相談ナビ」などの相談窓口の一層の周知を図ります。また、窓口において被害者が二次被害を受けることのないよう、関係職員の研修を行います。

緊急に被害者の安全を確保する必要がある場合には、警察と連携を図り、一時保護施設へ移送しています。今後も警察・大阪府と連携を図り、被害者の安全確保や個人情報管理の徹底に努めます。

被害者が自立して生活しようとする際には、就業の機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の問題を同時にかかえるとともに、様々な手続きが精神的負担になる場合があります。

被害者の置かれた状況を理解し、生活安定のための支援、経済的自立に向けた支援

等、関係各課や関係機関が相互に連携して支援を行います。また、精神的に不安定な状態にいる被害者や子どもへの支援を図ります。

本市では、府外関係機関・団体と府内関係課で構成する「高槻市DV対応連絡協議会」を設置しています。

被害者への切れ目のない支援を円滑に実施していくために、警察や大阪府、民間支援団体等の関係機関との連携強化を図ります。

具体的施策2.3 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進

No.	施策の方向	所管
85	DV、デートDVなど、配偶者等からの暴力を防止するため、DV防止法の周知を図り、配偶者等からの暴力の根絶に向けて、市民等への啓発活動を推進します。	人権課 男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
86	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春など、女性に対するあらゆる暴力を防止するため、女性の人権に関する意識を高めるための啓発を推進します。	人権課 男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
87	幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、暴力的解決方法を許容し容認する意識を形成させないよう、非暴力の教育に取り組みます。そのために暴力によらないコミュニケーション能力を養成する非暴力プログラムや教材の開発、それを教える教師、リーダーの養成を関係機関やNPO等の民間団体と連携して取り組みます。	男女共同参画課 保育幼稚園総務課 教育指導課 教育センター
88	パンフレットなどの啓発物の配布やイベント等への参加の呼びかけを通じて、事業所や市民団体への広報・啓発を推進します。特に、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせた啓発活動を行います。	男女共同参画課
89	児童虐待はDVとも深く関わっていることから、家庭内の問題にとどめることなく、関係機関と連携して予防と発見のための相談機能の充実や啓発等に取り組みます。	子育て総合支援センター 各担当課

具体的施策2.4 相談体制の充実及び被害者の保護

No.	施策の方向	所管
90	被害者が安心して相談できるよう、男女共同参画センターの女性相談をはじめ、大阪府の配偶者暴力支援センターや警察、「DV相談ナビ」などの相談窓口の一層の周知を図ります。	男女共同参画課

91	D V事象に適切に対応するため、D V対応支援マニュアル(※)の活用を図るとともに、被害者が窓口で二次被害を受けることがないよう、関係職員の研修の充実を図ります。	男女共同参画課 各担当課
92	被害者が高齢者や障がいのある人、外国人市民の場合においても、適切な対応が行えるよう、関係機関と連携しながら、相談体制の充実に努めます。	男女共同参画課
93	緊急に保護を求めてきた被害者等の生命・安全を守るため、大阪府の女性相談センターや警察と連携して、大阪府の緊急一時保護等につなぎます。また、必要に応じて、同行支援を行うとともに、緊急の宿泊費や交通費等の助成を行います。	男女共同参画課

(※) D V対応支援マニュアル

職員がD V被害者に対して迅速かつ適切に対応できるようにするための業務上の手引きとして、平成15(2003)年度に作成。平成24(2012)年度には第8版を発行。

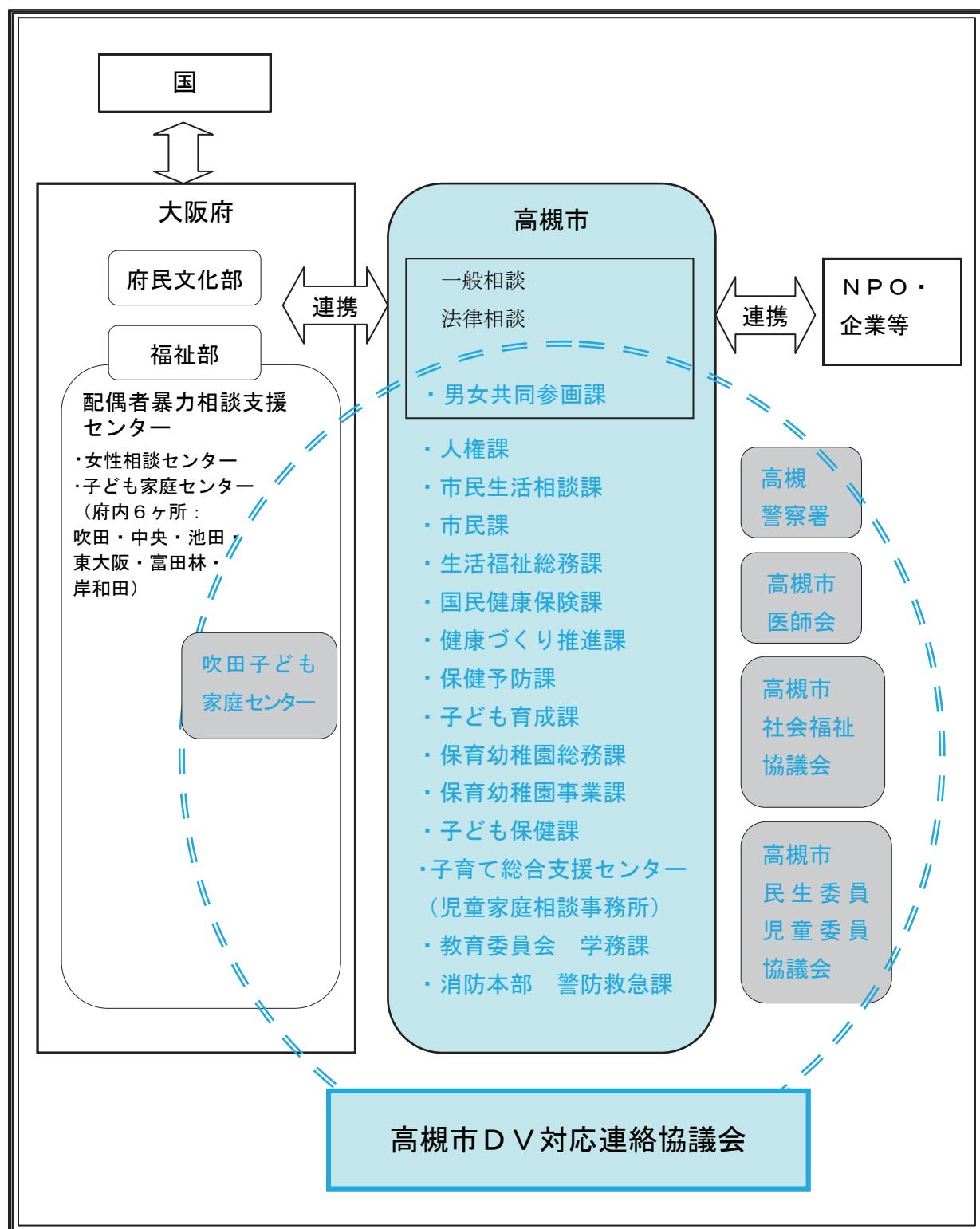
具体的施策25 被害者の自立支援

No.	施策の方向	所管
94	被害者が、社会の中で生活を営んでいくためには、総合的な支援が必要であることから、相談窓口において、被害者の置かれた立場を理解して、支援策について適切な情報を提供するとともに、関係各課や関係機関が相互に連携して自立支援に取り組みます。	男女共同参画課 各担当課
95	暴力によって自尊感情を失う被害者が認められることから心理的ケアについて支援を充実していきます。さらに、当事者への直接の暴力被害だけでなく、D V家庭で育つことで子どもが受ける精神的被害は児童虐待にあたるため、早期発見、対応に努めます。	男女共同参画課 子育て総合支援センター

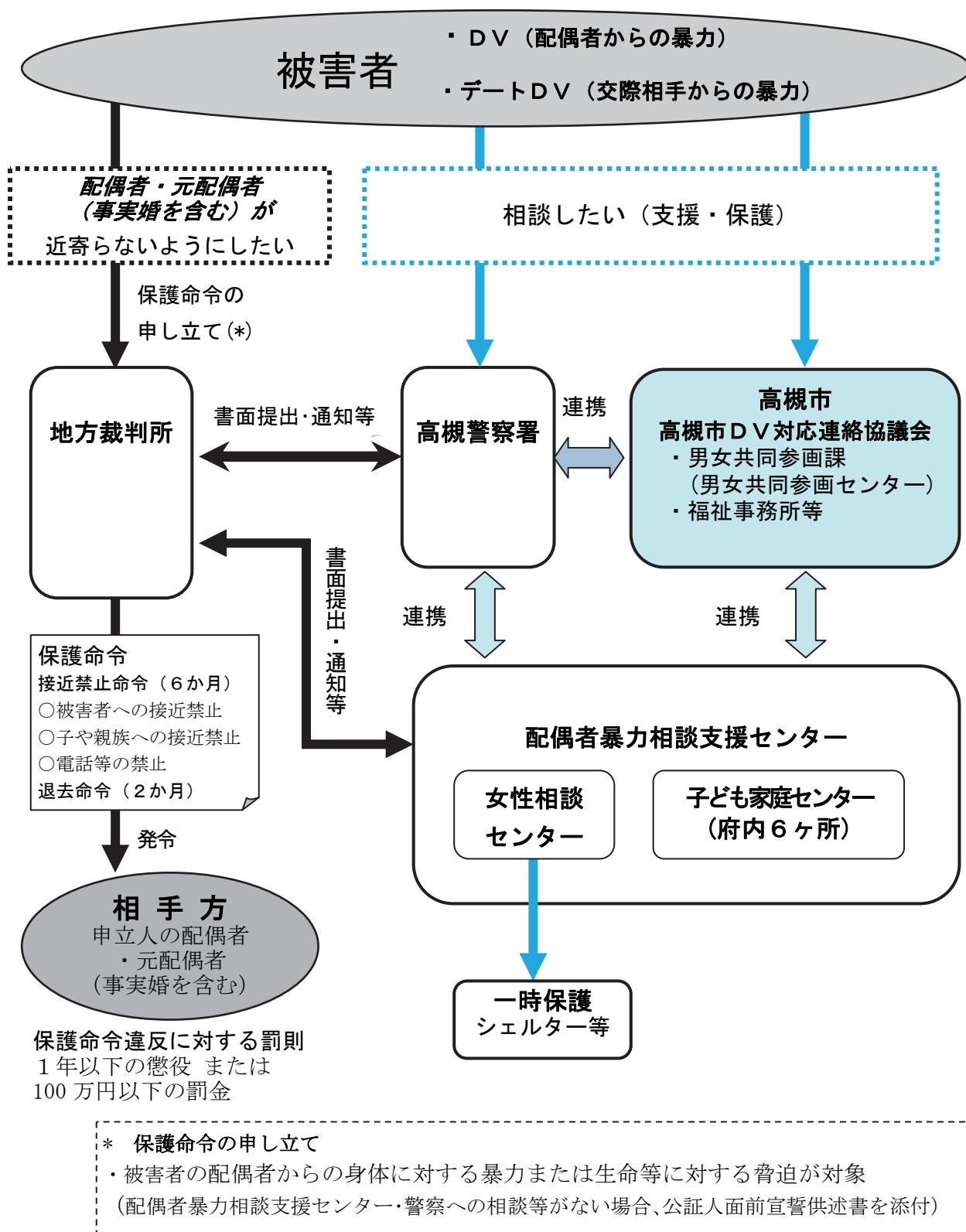
具体的施策26 D V対策の推進体制の整備

No.	施策の方向	所管
96	早期発見・相談から保護、自立支援まで、被害者への切れ目のない支援を円滑に実施していくために、府外関係機関・団体と府内関係課で構成する「高槻市D V対応連絡協議会」の連携強化を図ります。 また、被害者の専門的・広域的な相談・支援を行うために、警察や大阪府の配偶者暴力相談支援センターとの連携強化をはじめとして、近隣市町や民間支援団体との連携・協働に取り組みます。	男女共同参画課

配偶者等からの暴力の被害者支援のネットワーク



配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート



第2章

施策の指標

基本目標	指標	現状	目標値・取組の方向	備考
1 男女共同参画を推進する社会システムの実現	審議会等委員の女性委員の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	平成23年度 26.5%	平成34年度 40%以上 60%以下	
	女性委員のいない審議会等の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	平成23年度 6.7%	平成34年度 0%	
	委員公募制のある審議会等の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	平成23年度 22.2%	増加させる	
	女性人材リスト登録者	平成24年度 4名	平成34年度 20名	
	高槻市職員の管理職の女性の割合	平成24年度 係長級以上 21.4%	市職員に占める女性の割合に近づける	市職員に占める女性の割合： 平成24年度 33.6%
	市立小中学校の校長・教頭の女性の割合	平成24年度 小学校 32.9% 校長 29.3% 教頭 36.6% 中学校 16.7% 校長 22.2% 教頭 11.1%	増加させる	(参考) 国の目標値： 平成32年度 30%
	「男女共同参画社会」という用語の認知度	平成22年度 市民意識調査 全体 53.3% 女性 52.3% 男性 56.2%	80%	
	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の認知度	平成22年度 市民意識調査 全体 19.3% 女性 18.6% 男性 20.8%	50%	

基本目標	指標	現状	目標値・取組の方向	備考
2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	性別による固定的な役割分担に賛同する人の割合 ※「男は仕事、女は家庭」の考え方に対する賛同する人、どちらかといえども賛同する人の割合	平成 22 年度 市民意識調査 全体 46.3% 女性 41.0% 男性 53.1%	30%以下	
	職場での男女の平等感	平成 22 年度 市民意識調査 全体 42.8% 女性 37.3% 男性 51.0%	60%	
	家庭の中での男女の平等感	平成 22 年度 市民意識調査 全体 67.5% 女性 60.4% 男性 78.5%	80%	
	地域社会での男女の平等感	平成 22 年度 市民意識調査 全体 52.4% 女性 45.5% 男性 62.8%	70%	
	学校教育での男女の平等感	平成 22 年度 市民意識調査 全体 87.0% 女性 87.0% 男性 87.7%	90%	
	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という用語の認知度	平成 22 年度 市民意識調査 全体 42.7% 女性 41.2% 男性 46.2%	60%	

基本目標	指標	現状	目標値・取組の方向	備考
2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	高槻市の男性職員の育児休業取得率	平成 23 年度 1.4%	平成 34 年度 10%	(高槻市特定事業主行動計画の目標値)
	高槻市の男性職員の育児参加休暇取得率	平成 23 年度 34.8%	平成 34 年度 50%	(高槻市特定事業主行動計画の目標値)
	高槻市の男性職員の配偶者出産休暇取得率	平成 23 年度 73.9%	平成 34 年度 80%	(高槻市特定事業主行動計画の目標値)
	保育所の入所実現率	平成 24 年度 94.8%	平成 32 年度 98%以上	(高槻市総合戦略プランの目標値)
	休日保育の実施	平成 24 年度 1 カ所	平成 26 年度 2 カ所	(高槻市次世代育成支援行動計画の目標値)
	病児・病後児保育の実施	平成 24 年度 3 カ所	平成 26 年度 4 カ所	(高槻市次世代育成支援行動計画の目標値)
	つどいの広場の設置	平成 24 年度 14 カ所	平成 26 年度 15 カ所	(高槻市次世代育成支援行動計画の目標値)

基本目標	指標	現状	目標値・取組の方向	備考
3 男女の 人権を 尊重・擁護する 社会の 実現	配偶者等から身体的・心理的暴力を受けた経験のある人	平成 22 年度 市民意識調査 全体 24.0% 女性 29.7% 男性 14.7%	減少させる	
	セクシュアル・ハラスメントを受けた経験のある人	平成 22 年度 市民意識調査 全体 25.2% 女性 35.5% 男性 10.5%	減少させる	
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」の認知度	平成 22 年度 市民意識調査 全体 51.1% 女性 55.0% 男性 45.4%	90%	
	D Vを受けた場合の相談機関として「市役所の女性相談や男女共同参画課」を知っている人の割合	平成 22 年度 市民意識調査 全体 16.8% 女性 17.7% 男性 15.9%	50%	
	がん検診の受診率	平成 23 年度 乳がん 22.5% 子宮がん 26.9%	平成 27 年度 乳がん 50% 子宮がん 50%	(健康たかつき 21 の目標値)